

第 104 回安来市議会定例会 3 月定例会議
文教福祉委員会 委員長報告

令和 8 年 3 月 24 日

去る 3 月 2 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、3 月 13 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第 37 号 安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第 38 号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第 39 号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第 40 号 安来市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について

議第 41 号 安来市立病院の職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上 5 件は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議第 34 号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、委員から反対である意思表示があり、挙手による採決の結果、賛成多数で執行部原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 34 号」について、委員より「被保険者の国保税負担について、医療分の所得割と平等割が下がるとの説明だったが、その理由を伺う。」との質問に対し、執行部からは、「安来市の税率を島根県が示している標準保険税率に近づけている段階であり、医療分の所得割と平等割については安来市の方がその標準税率より高い設定になっており、少しずつ引き下げて合わせていくためである。」との答弁がありました。

「議第 41 号」について、委員より「第 6 条 2 項の扶養手当について、今までは支給対象に配偶者が含まれていたが、国の改正に伴い今回削除されている。その理由を伺う。」との質問に対し、執行部からは「2024 年度の人事

院勧告では、配偶者の働き方について中立的な制度へ向かう社会状況の変化や、少子化対策に対応するため、配偶者に係る手当を廃止するという見直しを実施するとされていたため、配偶者を削除し、第2号で子及び孫となっていた項目をそれぞれ第1号と第2号に分けた。柔軟な働き方ができるように変わってきていることが影響しているものと思う。」との答弁がありました。

「議第37号」「議第38号」「議第39号」「議第40号」について、委員から数件確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、文教福祉委員長報告といたします。